4　花き産業・施設園芸振興室は、花きの生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに施設園芸作物（花きを除く。）の生産の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。
5　花き産業・施設園芸振興室に、室長を置く。
6　生産専門官は、命を受けて、園芸作物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7　野菜調整官は、野菜の需給の調整及び野菜生産出荷安定法の施行に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
（生産専門官、地域対策官及び砂糖類調整官）
第三十七条　地域作物課に、生産専門官四人、地域対策官一人及び砂糖類調整官一人を置く。
2　生産専門官は、命を受けて、地域作物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3　地域対策官は、地域における工芸農産物（てん菜及びさとうきびを除く。）及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
4　砂糖類調整官は、砂糖、ぶどう糖及びでん粉の需給及び流通に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
第四十二条及び第四十三条を削り、第四十一条を第四十三条とする。
第四十条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条を第四十二条とする。
第三十九条（見出しを含む。）中「需給対策室」を「飼料需給対策室」に改め、同条を第四十一条とし、第三十八条を第四十条とし、第三十七条の次に次の二条を加える。
（生産資材対策室及び生産専門官）
第三十八条　技術普及課に、生産資材対策室及び生産専門官四人を置く。
2　生産資材対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農機具その他の農業専用物品（肥料、農薬及び蚕糸業専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
二　肥料及び農薬の生産及び流通の合理化に関すること（経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを除く。）。
三　農業機械化の促進に関すること。
3　生産資材対策室に、室長を置く。
4　生産専門官は、命を受けて、技術普及課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（鳥獣災害対策室並びに企画官及び生産専門官）
第三十九条　農業環境対策課に、鳥獣災害対策室並びに企画官一人及び生産専門官二人を置く。
2　鳥獣災害対策室は、鳥獣害その他の農作物の災害（病虫害を除く。）の防除に関する事務をつかさどる。
3　鳥獣災害対策室に、室長を置く。
4　企画官は、農業環境対策課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
5　生産専門官は、命を受けて、農業環境対策課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第四十五条の見出し中「調整室」の下に「及び災害総合対策室」を加え、同条第一項中「調整室」の下に「及び災害総合対策室」を加え、「六人」を「五人」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4　災害総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。
二　天災により被害を受けた農林漁業者に対する金融上の措置に関する助成に関すること。
5　災害総合対策室に、室長を置く。
第四十六条の見出し中「及び災害総合対策室」を削り、同条第一項中「及び災害総合対策室」を削り、「経営専門官」の下に「七人」を加え、「それぞれ」を削り、同条第二項第一号中「規定による交付金」の下に「及び農業者戸別所得補償交付金」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「経営専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。
第四十七条の見出し中「経営構造対策室及び」及び「企画官、」を削り、同条第一項中「構造改善課に、経営構造対策室及び」を「農地政策課に、」に、「企画官三人、経営専門官二人」を「経営専門官十一人」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、同条第七項中「構造改善課」を「農地政策課」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第八項を第五項とし、第九項を第六項とし、第十項を第七項とする。
第四十八条の見出しを「（経営体育成支援室及び女性・高齢者活動推進室並びに経営専門官）」に改め、同条第一項中「人材育成課に、」を「就農・女性課に、経営体育成支援室及び」に、「一人及び法人雇用調整官一人」を「七人」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「人材育成課」を「命を受けて、就農・女性課」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2　経営体育成支援室は、農業構造の改善に係る事業の企画及び立案並びに連絡調整に関する事務（農地の利用の集積に関するものを除く。）をつかさどる。
3　経営体育成支援室に、室長を置く。
第五十一条第一項中「経営専門官一人」を「経営専門官七人」に改め、同条第三項中「経営専門官は」の下に「、命を受けて」を加える。
第五十二条の見出しを「（保険数理室並びに企画官及び経営専門官）」に改め、同条第一項中「、経営専門官四人、農業保険検査官六人及び首席農業保険検査官一人」を「及び経営専門官三人」に改め、同条第六項及び第七項を削る。
第五十四条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項中「、命を受けて」を削る。
第五十五条の見出し及び同条第一項中「及び」の下に「耕作放棄地活用推進室並びに」を加え、同条中第二項第三号を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4　耕作放棄地活用推進室は、耕作放棄地の農業上の利用の増進に関する事務をつかさどる。
5　耕作放棄地活用推進室に、室長を置く。
第五十六条の見出し及び同条第一項中「及び地域資源循環室」を削り、同条第二項第一号中「（地域資源循環室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項及び第五項を削る。
第五十八条の見出し及び同条第一項中「農村環境調査官」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。
第六十条の見出しを「（企画官）」に改め、同条第一項中「及び土地改良区検査官四人」を削り、同条第三項を削る。
第六十一条第四項第二号中「土地改良法」の下に「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を加える。
第六十二条（見出しを含む。）中「農地・水・環境保全対策室」を「農地・水保全管理室」に改める。
第百六十一条の二第一項中「食糧部、生産経営流通部」を「生産部、経営・事業支援部」に改める。
第百六十二条第四号中「情報」を「地方農政局の保有する情報」に改め、同条第十五号及び第十六号を削り、同条第十七号中「会計の検査」の下に「、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項に規定する指定金融機関に対する立入検査並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査」を加え、「農業協同組合検査」を「農業協同組合等検査」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。
ロ　土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会